

令和5年（2023年）3月8日

枚方市議会議長
木村亮太様

市民福祉常任委員会
委員長 丹生真人

市民福祉常任委員会事件審査報告書

本委員会は、令和5年3月定例会議の3月3日の会議で付託された事件について、
請願者から意見を聴取した上で慎重に審査を行った結果、令和5年3月8日の会議に
おいて下記のとおり決定したので、枚方市議会会議規則第103条及び第137条第
1項の規定により報告します。

記

事件番号	事 件 名	審査結果
議案第113号	枚方市国民健康保険条例の一部改正について	原案可決とすべきもの
請願第7号	黒字を積み立てた7億円を活用し、コロナ禍・物価高対策として国民健康保険料引下げを求める請願	不採択とすべきもの

委員長報告参考資料

1. 主な質疑項目

- ・ 社会保障としての国民健康保険について
- ・ 国民健康保険特別会計の黒字の状況について
- ・ 国民健康保険被保険者の状況に対する見解について
- ・ 令和5年度国民健康保険料の賦課割合及び応能負担の在り方について
- ・ 令和6年度以降における所得階層ごとの国民健康保険料負担の在り方について
- ・ 国民健康保険料の負担軽減措置について
- ・ 国民健康保険財政調整基金を活用した国民健康保険料の負担軽減について
- ・ 国民健康保険料の減免対象の拡大理由について
- ・ 令和3年度における国民健康保険料の据置理由について
- ・ 令和5年度国民健康保険料の基礎賦課額算定上の特例措置の内容及び財源について
- ・ 国民健康保険料の府内統一化の目的等について
- ・ 府内統一保険料を採用している市町村数について
- ・ 国民健康保険料の府内統一化により実施できなくなる負担軽減策について
- ・ 精神・結核医療給付制度の概略及び費用負担内訳について
- ・ 本市における精神・結核医療給付制度の実績及び必要性について
- ・ 精神・結核医療給付制度が廃止された場合の懸念事項について
- ・ 精神・結核医療給付制度の在り方に対する府内市町村の意見について
- ・ 国民健康保険料の基礎賦課額における限度額の引上げ効果について
- ・ 国民健康保険料の賦課限度額引上げにより影響を受ける世帯について
- ・ 国民健康保険料の納付に係る具体的な取組について
- ・ 国民健康保険料の徴収不足に伴う事業費納付金の不足額への対応について
- ・ 医療給付費、後期高齢者支援金及び介護給付費の増加がない場合における国民健康保険料の前年度比について
- ・ 請願要旨に示された世帯構成における本市の国民健康保険料上昇率について
- ・ 過去3年間における傷病手当金の支給件数について

2. 討論要旨

[松岡ちひろ委員]

議案第113号 枚方市国民健康保険条例の一部改正については反対、請願第7号 黒字を積み立てた7億円を活用し、コロナ禍・物価高対策として国民健康保険料引下げを求める請願については賛成の立場で討論を行います。

以下に、請願に対して賛成である理由を述べます。

まず、コロナ禍・物価高対策として、2023年度国民健康保険料の引下げを行うことについてです。

被保険者の大半が所得が低いのに、保険料は公的医療保険で最も高いのが国民健康保険です。枚方市は、大阪府の令和6年度からの国保統一化方針に基づき、1人当たり平均で9.4%もの値上げとなる保険料を示しました。

そもそも、この間、被保険者世帯の所得は下がり、また、保険料軽減の対象世帯が約64%となっているのが枚方市の国保の実態です。

2月24日付の報道によると、去年の同じ月と比較して消費者物価指数は4.2%もの上昇であり、この上昇率は、1981年9月以来、41年4か月ぶりの水準だと示されています。この深刻な経済状況に、国も低所得者層の負担を軽減する必要があると判断し、軽減判定所得基準額の見直しが僅かながらも実施されました。

国が低所得者層負担を軽減しているときに、枚方市は市民にこれだけ大きな負担増を強いるというのは、どう考えてもおかしいではありませんか。

国保運営協議会委員から、保険料の負担を軽減する努力が必要だとか、保険料の滞納が増えるなどの意見もありました。

枚方市は、保険料を引き下げることができる条件があります。

令和3年度は、コロナ感染拡大によって被保険者世帯の生計に影響が波及しているなどを理由に、保険料を据え置きました。

枚方市の国保財政は、基金には約7億円の積立てがあり黒字が続いています。

また、お隣の寝屋川市、四條畷市、交野市でも基金を取り崩し、保険料据置きや抑制に取り組まれています。

こうした状況を見れば見るほど、保険料は引き上げるのではなく、基金を取り崩し、引下げをすることこそが必要だと申し上げます。

次に、請願では、統一国保ありきで大阪府民、市町村民を置き去りにする方針を撤回するよう国に意見を上げることが求めています。

そもそも、平成30年から始まった国保の広域化は、維新府政によって大阪府は全国に先駆けた保険料統一方針が示されました。2022年度、大阪社会保障推進協議会が行った自治体キャラバンでは、こんなにも黒字なのになぜ年々統一保険料が上がるのかと、国保の統一化を問題視する発言が自治体担当課長からも出ています。また、大阪社会保障推進協議会の資料には、都道府県国保運営方針に国保統一

を明記しているのは大阪府のみで、奈良県、沖縄県、北海道、広島県は2024年度までを目標に検討、和歌山県、佐賀県は2027年度までに検討としており、その他の都府県方針には検討時期も書かれていません。

大阪府においては、医療環境がおおむね標準化されており、医療費水準に市町村間に大きな差はないとされていますが、例えば、南河内地域の近畿大学病院の移転問題があり、堺市に移転すると南河内には第三次救急医療機関が皆無になってしまいます。こんな医療体制の格差がある中で、同じ大阪府民なのだから保険料が同じで公平でしょうと言われても納得できるわけがありません。

制度的な問題点が指摘され、全国的にも進んでいない国保の統一化をなぜ強引に進めなければならないのか、さらにこのコロナ禍、物価高に進めなければならないのか、市民に説明が付きません。令和6年度の国保の統一化は撤回を求め、各自治体の事情に合わせた保険料抑制などの独自の手だてを行うよう求めます。

精神・結核医療給付は継続するよう大阪府に意見を上げることについて、枚方では、令和3年度で47,393件、給付額は約5,639万円の実績があるということでした。

そもそも、枚方市は、精神医療について、1971年に精神障害問題の解決と市民生活における精神衛生施策の確立に寄与するために精神衛生都市宣言をしています。

結核医療については、今でも日本の重大な感染症と位置づけがされている中で、この制度が廃止となれば影響は大きく、他府県にはない独自の先進的制度は廃止すべきではありません。今後、枚方市として積極的に継続を求めるよう求めておきたいと思います。

最後に、国保は社会保障制度です。

厚生労働省のホームページには、「社会保障とは何か」と題し、「社会保障制度は、国民の「安心」や生活の「安定」を支えるセーフティネットです。「社会保険」、「社会福祉」、「公的扶助」、「保健医療・公衆衛生」からなり、子どもから子育て世代、お年寄りまで、全ての人々の生活を生涯にわたって支えるものです」と書かれています。

市民の暮らしに寄り添うことなく、コロナ禍、物価高において国保の統一化を優先することは、市民の安心や生活の安定を支えることにはなっていません。セーフティネットとして役割を果たすよう求めます。

以上の理由によって、議案第113号 枚方市国民健康保険条例の一部改正については反対、請願第7号については賛成することを申し上げ、討論を終わります。

[小池晶子委員]

本委員会での採決に当たり、議案第113号 枚方市国民健康保険条例の一部改正については賛成の立場から、また、請願第7号 黒字を積み立てた7億円を活用し、コロナ禍・物価高対策として国民健康保険料引下げを求める請願には反対の立場から討論をいたします。

まず、基本的な認識として、市町村国保は、平成30年度から都道府県と市町村が共同保険者となる運営がスタートしており、大阪府は財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営を進め、受益と負担の公平性の観点からも、国保広域化により、令和6年度に府内市町村の保険料統一が図られることとなります。そうしたことから、本市ではこれまでの間、段階的に激変緩和措置を講じ保険料算定を行ってきた経緯があり、今回の条例改正は、令和5年度は激変緩和措置を講じる最終年度であることを踏まえて提案されているものです。また、あわせて、全国一律に増額される出産育児一時金の改正を提案されております。

では、条例改正のそれぞれの内容に沿って、意見を表明させていただきます。

1点目の出産育児一時金の増額については、医療機関における出産費用が増加傾向にあることを踏まえ、出産をちゅうちょさせないためにも、出産費用の実態に即した見直しが以前から課題とされていたところであり、今回の増額は、この課題に応えたものだと考えます。

2点目の国民健康保険料算定における賦課割合の変更について、低所得層の保険料負担が急激に変化することのないよう段階的な変更が必要であり、これまで本市が講じてきた激変緩和を行う最終年度に必要な対応を取らないことは、行政として無責任な施策となります。

3点目として、保険料賦課限度額の引上げについては、所得の多い方から相応の負担をいただき中間所得層の負担を緩和する目的であり、相互扶助の観点にかなうものであると考えます。

4点目として、判定所得の引上げは、物価上昇の影響で応益割軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないため、必要な措置であると考えます。

最後に、低所得世帯への令和5年度の特例的な軽減措置については、特に保険料負担が急激に変化することとなる低所得世帯に配慮した効果的な緩和策であると考えます。

次に、黒字を積み立てた7億円を活用し、コロナ禍・物価高対策として国民健康保険料引下げを求める請願についてですが、3点の請願項目が記載されています。

1点目の項目については、国民健康保険は1年度を単位とする短期保険であることから、当該年度の保険給付に対し必要な財源である保険料額を確保することは保険者の責務であります。そのための基金である7億円を保険料賦課に充て責務を放棄するようなことは、保険給付の義務を果たさないことと同様に許されることでは

ありません。

2点目の項目については、令和6年度からの保険料率統一については、先に述べたように、受益と負担の公平をさらに明確にすることで広域化の趣旨をより深めるものと考えています。

また、3点目の項目である精神・結核医療給付については、保険料引上げの要因となっていること、国保被保険者以外の納税者の税負担が投入されていること、被用者保険との公平性等の観点から継続して検討することが必要であることが、本日の質疑で確認できました。

以上のことから、これら3点から成る本請願には賛同できるものではありません。

今後、医療費の増加、高齢化の進展、人口減少と国保を取り巻く状況は大変厳しい状況が続くことが予測されますが、保険者として医療費の適正化、資格の適正化等に引き続き取り組んでいただくとともに、大阪府に対しても枚方市としての意見をしっかり示していただきたいと思います。

以上、議案第113号は原案可決とすべきもの、また、請願第7号は不採択とすべきものであると申し上げて、私からの討論といたします。